

自動車リサイクル法において自動車メーカー等に義務付けられるASRの引取り・再資源化の具体的実務については、(社)日本鉄リサイクル工業会等とも協力して検討を重ねてきたところであるが、基本的な仕組みは以下のとおりとなる。

なお、体制面では自動車メーカー・輸入業者が2つのグループ(チーム)を構成してASRの引取り・再資源化を実施していくことになっており、これにより競争的な環境の下でスケールメリットによる効率的なASRのリサイクルが実施され、リサイクル料金の低減が図られることになる。

シュレッダー業者における業務取回しイメージについては図1参照

1. 各自動車メーカー等が引取るASRの重量について

自動車メーカー等は自らが製造・輸入した自動車より生じるASRを引取る義務があるが、実態的にはシュレッダー業者においては解体自動車(廃車ガラ)は連続的にまとめてシュレッダー処理されるため、各自動車メーカー等別にASRを正確に分配することは当然のことながら実務上不可能な状況。

このため各自動車メーカー等は各自が製造・輸入した自動車から発生するASRの量を各車台ごとに材料組成等から算出した「ASR基準重量」で按分して分配することとする。

具体的には電子マニフェスト(移動報告)システム上に各車台ごとに設定された「ASR基準重量」情報を持ち、シュレッダー業者からトラックでASRが運搬される際に、当該情報により各自動車メーカー等が責任を持つASR重量を特定することとなる。(実務上シュレッダー業者のところでのASRの引渡報告時に個々の「ASR基準重量」をトラック積載のASR実重量に「紐付け」する)

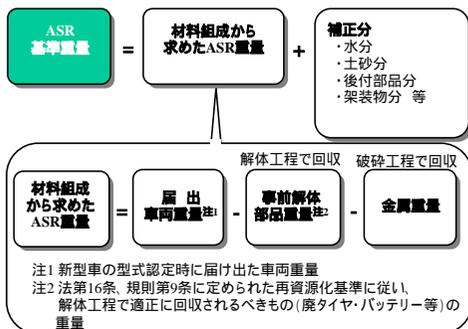
図2参照

ASR基準重量の算出例

新型車の算出例

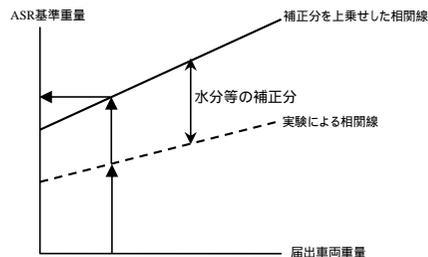
各々の自動車の材料組成データを基にASRとなり得る重量を算出。

(ただし、通常考えられる水分・土砂、さらには破碎工程差等、考慮が必要な項目については補正を加えている。)



既販車の算出例

材料組成データを収集することが困難であるため、実際に破碎処理実験を行い発生するASRの実重量と届出車両重量との相関を求め、これに基づいて算出(水分などの補正分を上乗せしている)。



(社)日本自動車工業会

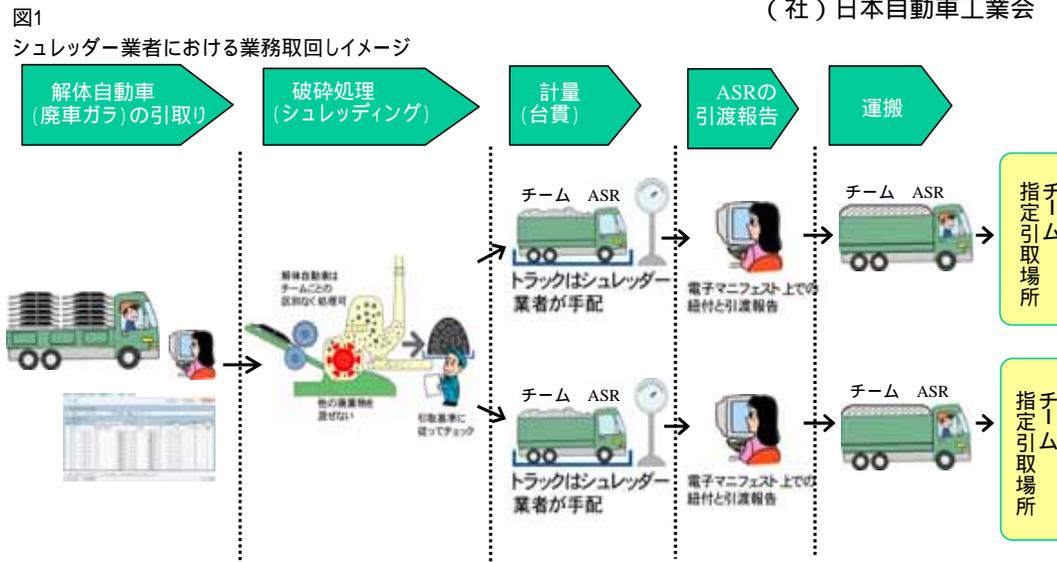
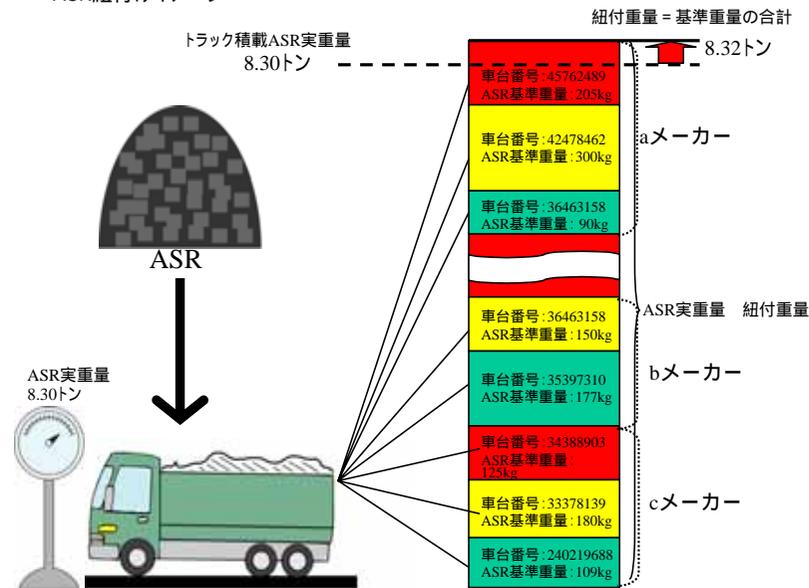


図2

ASR紐付けイメージ



[ チーム : aメーカー, bメーカー, cメーカー ]

## 2. ASR引取基準

自動車メーカー等は、自動車リサイクル法上ASRの円滑で効率的な引取りと再資源化の実施のためにASRの引取基準を設定することとなっている（法第22条）。ASRそのものの物質特性やシュレッダー業者の業務実態を鑑みつつ、合理的かつ社会通念上妥当なものとなるべく検討した結果、ASR引取基準を図3のとおり設定する予定。

### 引取基準設定の前提

自動車リサイクル法に基づき自動車メーカー等が引取るものは、解体業者・破砕業者の再資源化基準等に従って「事前選別処理品目」（エアバッグ類・タイヤ・バッテリー・廃油・廃液・蛍光管・室内およびトランク内のゴミ）の回収が行われた後発生する自動車由来のシュレッダーダスト。ASR=Automobile Shredder Residue

ASRの引取重量は、自動車メーカー等が予め各車台一台ごとに設定したASR基準重量の範囲内とする。

### 引取基準不適合時の処置

ASRの指定引取場所において、ASR引取基準に適合しない場合（ASR中に自動車以外に由来するものや上記事前選別処理品目の混入が認められた場合等）は、その搬入単位すべてについて引取りを拒否することがある。

## 3. ASR指定引取場所・運搬について

自動車メーカー等がシュレッダー業者からASRを引き取るASR指定引取場所については、仮にASRの積み卸し・積み替えを行う場合に生じるであろうコストや環境への影響といった面を踏まえて、ASR指定引取場所をASR再資源化施設等そのものとし、これを各チームがシュレッダー業者ごとに指定するものとする。

指定引取場所では、各チームとの緊密な連絡の下で、引取基準への適合を確認する計量、検品業務などを行うこととする。

ASR指定引取場所までの運搬費は、これまでの実務慣行等に鑑み原則としてシュレッダー業者の負担となるが、ASR指定引取場所へのASR運搬トラック等の運搬距離が片道125kmを超えた場合には、125km以遠の往路の運搬費を自動車メーカー等が負担する仕組みとする。

日本全国における具体的なASR再資源化施設（自動車リサイクル法施行当初は埋立て・焼却施設等も活用）については、ASRリサイクル率の達成やコストの最小化等を念頭におきつつ、各チームにおいて、委託先を鋭意選定中。

## 4. その他

### (1)シュレッダー業者によるASR減量・減容の取組み

シュレッダー業者によるASR減量・減容の取組みについては、提案に応じて自動車メーカー等において判断し、有意なものについては委託契約を締結することとする（経済産業大臣・環境大臣の認定が前提）。

図3

### 具体的なASR引取基準

ただし、ASR再資源化施設ごとに独自の項目が追加される場合もある。

項目	検査項目	基準
性状	異物	異物(非自動車・事前選別処理品目)の混入がないこと
	水分・土砂含有量	降雪寒冷地においてのみ、個別業者ごとに設定した値以下であること <sup>1</sup>
引取の方法	引取場所	各チームの定める指定引取場所であること
	引取りのタイミング	事前の取決めに従ったタイミングでの搬入であること
	移動報告	要件を満たした電子マニフェスト上の引渡報告が行われていること
荷姿	荷積み形態	ASRの飛散形態や雨水が侵入しない運搬形態であること(カバー等)
	運搬単位	電子マニフェスト上で登録済みトラック単位での運搬であること(原則として10tトラック以上) <sup>2</sup>
	異常な水もれ	荷室内より水もれないこと

1 降雪寒冷地のシュレッダー業者については、個別の申請により期間を限定しASR水分含有率の上乗せをすることができる降雪寒冷地業者として指定。

2 ASR発生量が6t/日以下または解体自動車の破砕台数が900台/月以下の事業者は、その申請に基づき4tトラックでの運搬も可。

## (2)全部再資源化認定について

### 全部再資源化認定スキーム

自動車リサイクル法上、自動車メーカー等が解体業者やプレス・せん断処理業者に委託してASRを生じさせない方法で解体自動車（廃車ガラ）を国内において再資源化处理する場合、自動車メーカー等は経済産業大臣・環境大臣の認定を受けることができ、これによりASR分のリサイクル料金の払渡しを受けることができる制度が設けられている。（法第31条）

自動車メーカー等が解体業者やプレス・せん断処理業者に精緻な解体等の実施を委託し、国内の電炉・転炉等に解体自動車を鉄鋼の原料として投入することが想定されている。

### 全部再資源化認定までの流れ

現状、自動車メーカー等において想定されている全部再資源化認定までの流れは以下のとおり。

#### コンソーシアムの形成

解体業者、プレス・せん断処理業者、電炉・転炉業者等の関係者でコンソーシアムを形成。

#### 提案

精緻な解体、プレス・せん断、運搬、全部利用（国内の電炉・転炉等に投入）の一連の工程を見て、その工程の実効性・確実性を判断するため、コンソーシアムの代表者は全部再資源化の方法、設備、工程、ならびに全体のコンソーシアム図や責任関係を整理の上、自動車メーカー等（チーム）に提案。

#### 判断

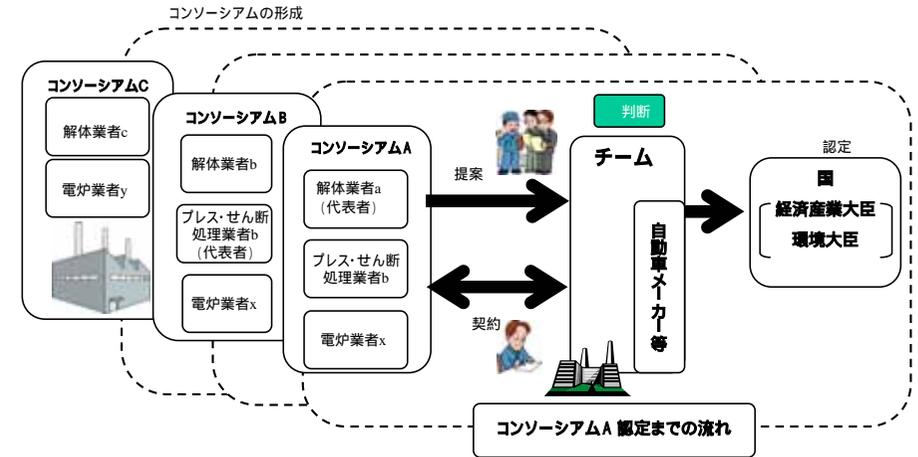
自動車メーカー等（チーム）は「ASR再資源化にかかるコストがどれだけ低減可能か」、「再資源化率向上のための手段として適切なものかどうか」、「スキーム全体が適切かつ確実なものかどうか」、といった面を総合的に判断。

#### 契約

自動車メーカー等（チーム）はコンソーシアムの中で、全部再資源化を行う事業者である解体業者またはプレス・せん断処理業者と契約。

契約をした解体業者またはプレス・せん断処理業者に対し、自動車メーカー等（チーム）は委託契約に基づき、ASR分のリサイクル料金を原資として、作業内容に相当する委託費用を支払う。

経済産業大臣・環境大臣の認定



## A S R 引取り・再資源化チームについて

参 考

自動車メーカー等は2グループを構成して、A S Rの引取り・再資源化を行います。

構成する会社	ダイハツ工業(株) トヨタ自動車(株) 日野自動車(株) 本田技研工業(株) アウディジャパン(株) ビー・エム・ダブリュー(株) プジョー・ジャポン(株) フォルクスワーゲングループジャパン(株)	いすゞ自動車(株) スズキ(株) 日産自動車(株) 日産ディーゼル工業(株) 富士重工業(株) マツダ(株) 三菱自動車工業(株) 三菱ふそうトラック・バス(株)
	A S Rの引取り、再資源化に係る業務を豊通りサイクル(株)に委託	A S Rの引取り、再資源化に係る企画をART(ASRリサイクル促進チーム)で行い、事務代行業務を三井物産(株)へ委託する。
	指定再資源化機関、上記以外の自動車輸入業者については今後決定	
問合せ先等	豊通りサイクル(株) A S R再資源化事業部  住所：東京都中央区八丁堀 2-25-9 TEL：03(3555)2053 FAX：03(3555)2051 Mail：設定予定 ホームページ： <a href="http://www.toyotsurecycle.co.jp">http://www.toyotsurecycle.co.jp</a> 【工事中】	A R T (ASRリサイクル促進チーム) (Automobile shredder residue Recycling promotion Team)  住所：東京都千代田区一ツ橋 2-6-3 TEL：設定予定 FAX：03(3288)2920 Mail：info@asrrt.jp

お問合せが集中して電話が繋がらない場合がありますので、FAX や Mail をご利用下さい。